主 文

本件控訴を棄却する。控訴費用は控訴人の負担とする。

事実

控訴代理人は「原判決を取り消す。控訴人の昭和三八事業年度の法人税について、被控訴人が昭和四〇年六月三〇日になした課税標準額金六一二万三、六二三円、法人税額金二八一万四、一八〇円、過少申告加算税額金一四万〇、七〇〇円とする旨の更正決定および昭和四四年三月二五日になした課税標準額金六一二万三、六二三円、法人税額金二四六万八、七〇〇円、過少申告加算税額一二万三、四〇〇円とする旨の再更正決定は、それぞれ課税標準額金三八二万一、〇八四円、法人税額金一四六万七、三六〇円、過少申告加算税額金七万三、三五〇円を超える部分を取り消す。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする」との判決を求め、被控訴代理人は控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上および法律上の主張並びに証拠の関係は被控訴代理人において乙第五号証の一、二は訴外Aが作成したもので本件建物の見取図であると述べたほかは、原判決の事実摘示と同一であるからこれをここに引用する。

理由

二、控訴人は本件更正並びに再更正処分は、課税標準額金三八二万一、〇八四円、 法人税額金一四六万七、三六〇円、過少申告加算税額金七万三、三五〇円を超える 部分につき違法であると主張するので判断する。

(一) 次の各事実については当事者間に争いがない。

八月二二日東京建物から金二、二〇〇万円を受領した。 (2) 控訴人は、昭和三八年二月一日から昭和三九年一月三一日までの昭和三八事業年度の法人税について確定申告書(欠損金額一七、九八九、〇二六円法人税額〇円)を法定申告期限内に被控訴人に提出し、次で昭和四〇年六月一七日右確定申告に対する修正申告書(欠損金額九、五三〇、六四三円、法人税額〇円)を提出したが、この申告において控訴人は前記東京建物から受領した二、二〇〇万円のうち一七三万三、二〇一円については買換資産の取得であるとして当時施行の租税特別措置法(以下措置法と略称する)第六五条の四の、また残額二、〇二六万六、七九九円については同法第六五条の五の、各課税特例の適用を求め、本件建物明渡に関 して取得した金二、二〇〇万円を全部損金(内訳(イ)建物除却費金二五八万一、〇〇一円、(ロ)立退に要した経費金二六万三、三〇〇円(ハ)買換建物勘定特別償却金一五〇万九、一二一円、(二)特別勘定繰入損金一、七六四万六、五七八円以上合計金二、二〇〇万円)に算入した。

三、本件における争点は上記控訴人が東京建物から和解により取得した金二、二〇〇万円中には本件建物附属設備の譲渡代金を含むか、及び右建物附属設備の譲渡代金について当時施行の措置法第六五条の四、同条の五(昭和三八年法律第六五号による改正後のもの以下同じ)の適用があるかどうかの二点である。

よる改正後のもの以下同じ)の適用があるかどうかの二点である。 当裁判所も控訴人が東京建物から和解によつて取得した金二、二〇〇万円中にはその額についてはともかくとして、本件建物附属設備(造作)の譲渡代金を含むものと認めるものであつて、その認定の理由は原判決のそれと全く同一であるからこの点に関する原判決の判示(原判決一八枚目裏一行から二〇枚目表一行まで)をことに引用する。

しかしながら措置法第六五条の四および同条の五の規定は法人税法の定める資産の譲渡所得の規定の例外的課税措置を定めたものであるから、その文理に即して厳格に解しなければならないことはいうまでもない。

また措置法第一三条の二第一項、同第四六条第一項および法人税法施行規則第二一条第一項はいずれも減価償却に関する規定であつて、措置法第六五条の四、同条の五とは規定の趣旨、目的を異にするからこれらの各規定を同一に解釈しなければならないものではないことも、もちろんである。

そうすると、控訴人が東京建物から和解により取得した金員中には建物附属設備の譲渡代金が含まれているとしても、それは法人がその所有の建物と一体として当該建物の附属設備を譲渡した場合に該当しないから、措置法第六五条の四および同条の五の適用がないものというのほかない。したがつて右法条による損金としての処理を認めなかつた本件更正処分は適法であるといわなければならない。

なお、右更正処分における法人税額および過少申告加算税額について計算上の誤

りがあつたことは被控訴人の自認するところであるが、右は本件再更正決定により 正当に更正(一部取消)されたことが認められ、本件再更正処分についても、控訴 人の主張する建物附属設備の譲渡代金につき措置法により減算しなかつた点につい て違法のないことは前段判示のとおりである。

三、よつて以上と同旨で本件更正処分および再更正処分の一部取消を求める控訴人 一、ようでは工と同日で本件文正短があるじ符文正短がの の本訴請求を棄却した原判決は他の点について判断を俟つまでもなく正当であつて 本件控訴は理由がないから、民事訴訟法第三八四条第一項、第九五条、第八九条を 適用して主文のとおり判決する。 (裁判官 石田哲一 杉山孝 唐松寛)